

## 入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

平成30年8月22日

伊賀市上下水道事業管理者 北山 太加規

1 一般競争入札に付する事項		
(1) (契約番号)	(2018000962)	
工事名	平成30年度 伊賀市水道施設整備事業 農業集落排水施設整備事業に伴う配水管本設工事(真泥1工区)	
(2) 工事場所	伊賀市 真泥 地内	
(3) 工事概要	下水補助 DCIP-NS φ75 L=236.5m、PP φ50 L=94.0m、給水工 N=17戸、仮設撤去 N=1式 下水単独 PP φ50 L=51.5m、給水工 N=1戸、仮設撤去 N=1式 水道単独 DCIP-NS φ100 L=29.0m、PP φ50 L=142.5m 給水工 N=2戸 消火栓 消火栓設置 単口地下式φ65以下 N=1基、アングルバルブφ50 N=2基	
(4) 工事期間	契約の日から 平成31年1月11日まで	
(5) 工事担当課	上下水道部 水道工務課	
2 参加資格に関する事項		
(1) 建設業の許可等	建設業の許可:特定又は一般、住所要件:市内	
(2) 業種及びランク	業種:土木一式、ランク:A、B	
(3) 完成工事高又は工事施工実績	求めない	
(4) 技術者の配置	現場代理人	常駐配置できる者
	主任技術者又は監理技術者	発注業種に係る、国家資格者(一級、二級)
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者</li> <li>② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による上記業種についての許可を有する者</li> <li>③ 経営事項審査の審査基準日が、平成29年2月28日以降である者</li> <li>④ 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者</li> <li>⑤ (4)技術者の配置 の項目に関する資格審査は、落札候補者決定後に行う</li> <li>⑥ 伊賀市上下水道部指定給水装置工事事業者の指定を受けている者。</li> </ul>	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項		
(1) 添付書類	なし	
(2) 提出期間	本公告の日から 平成30年8月28日(火)午後4時30分まで	
(3) 提出場所	伊賀市上下水道部経営企画課 伊賀市ゆめが丘七丁目4-4 ゆめが丘浄水場管理棟内(持参により提出)	
(4) 設計図書等の閲覧	本公告の日から 入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。	
(5) 質問受付期間	本公告の日から 平成30年8月28日(火)午後4時30分まで	
(6) 質問の回答	平成30年8月30日(木)から経営企画課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項		
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無しのみFAX及び郵送により通知する。当該通知は、8月30日(木)までに行う。	
(2) 入札(開札)日時	平成30年9月12日(水) 午後1時30分	
(3) 入札(開札)場所	伊賀市上下水道部 第4会議室	
(4) 入札方法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)	
(5) 提出期限	平成30年9月11日(火) 必着	
(6) 提出先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市上下水道部経営企画課 行	
(7) 予定価格(税込み)	27,091,800円	
(8) 最低制限価格	有(予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定)	
(9) 入札保証金	免除	
(10) 契約保証金	伊賀市会計規則第99条の規定による。	
(11) 入札の無効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。	
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。	
5 支払い条件		
(1) 前払金	あり(契約金額の4/10以内の額)	
(2) 中間前払金	あり(契約金額の2/10以内の額)	
6 その他		
(1) 納税証明書等(未納税額のない;入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。		
(2) 当該入札に際し、工事費内訳書(入札金額の算出の根拠となる見積書)の提出を求めます。なお、提出のない者の入札は無効とする。提出する内訳書は、表紙及びP1~P10とする。		
特記事項	<p>本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。</p> <p>落札候補者の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日(伊賀市の休日を含める)に定める条例(平成16年条例第2号)に規定する休日を除く)の午後4時30分までに、配置予定技術者届及び最新の経営規模等評価結果通知書(写)を提出すること。</p>	